

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【公開番号】特開2018-64616(P2018-64616A)

【公開日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-016

【出願番号】特願2016-203282(P2016-203282)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月16日(2019.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球の入球し易さが変化しない第1入球口、及び、遊技球の入球し易さが変化可能な第2入球口と、

前記第1入球口への入球に基づいて第1図柄の変動表示を実行し、前記第2入球口への入球に基づいて第2図柄の変動表示を実行する図柄表示手段と、

前記第2図柄が特定の停止態様で停止表示されると、特別入賞口を開放する小当たり遊技を実行する小当たり遊技実行手段と、

前記特別入賞口に入賞した遊技球が特定領域を通過したに基づいて、遊技者に有利な大当たり遊技を実行する大当たり遊技実行手段と、

通常遊技状態よりも前記第2入球口に遊技球が入球し易い特典遊技状態に制御可能な遊技状態制御手段と、を備え、

前記特典遊技状態における前記第2図柄の変動表示の実行回数が所定の上限実行回数に至ると、前記特典遊技状態を終了させる遊技機であって、

前記特典遊技状態中に前記第2図柄が前記特定の停止態様で停止表示されて前記特典遊技状態に制御された場合よりも、前記通常遊技状態中に前記第2図柄が前記特定の停止態様で停止表示されて前記特典遊技状態に制御された場合の方が、前記上限実行回数が大きい数に設定され易いことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

前記通常遊技状態中の前記第2図柄の変動表示に伴って、前記特典遊技状態中の前記第2図柄の変動表示に伴う演出とは異なる演出が実行されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかしながら上記文献の遊技機には、ゲーム性を改善する余地があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の遊技機は、

遊技球の入球し易さが変化しない第1入球口、及び、遊技球の入球し易さが変化可能な第2入球口と、

前記第1入球口への入球に基づいて第1図柄の変動表示を実行し、前記第2入球口への入球に基づいて第2図柄の変動表示を実行する図柄表示手段と、

前記第2図柄が特定の停止態様で停止表示されると、特別入賞口を開放する小当たり遊技を実行する小当たり遊技実行手段と、

前記特別入賞口に入賞した遊技球が特定領域を通過したことにに基づいて、遊技者に有利な大当たり遊技を実行する大当たり遊技実行手段と、

通常遊技状態よりも前記第2入球口に遊技球が入球し易い特典遊技状態に制御可能な遊技状態制御手段と、を備え、

前記特典遊技状態における前記第2図柄の変動表示の実行回数が所定の上限実行回数に至ると、前記特典遊技状態を終了させる遊技機であって、

前記特典遊技状態中に前記第2図柄が前記特定の停止態様で停止表示されて前記特典遊技状態に制御された場合よりも、前記通常遊技状態中に前記第2図柄が前記特定の停止態様で停止表示されて前記特典遊技状態に制御された場合の方が、前記上限実行回数が大きい数に設定され易いことを特徴とする遊技機である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、ゲーム性を改善することが可能である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0341

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0341】

この構成の遊技機によれば、通常遊技状態における補助遊技の実行によって第2入球口への入球が可能となり、この入球により記憶手段に判定用情報が記憶される。そして、この判定用情報の記憶に基づく第2判定処理では、第1入球口への入球に基づく第1判定処理よりも小当たりに当選し易い。小当たり遊技が実行されれば特別入賞口が開放されるため、遊技者にとって有利である。このように、この構成の遊技機によれば、通常遊技状態において補助遊技が実行されることで、第2入球口への入球に基づく判定用情報の記憶の上限数の分だけ、特別入賞口が開放され易いチャンス変動をつくることが可能であり、新たなゲーム性を提供することが可能である。

なお特開2016-104146号公報の遊技機では、第1始動口での抽選であっても第2始動口での抽選であっても大当たりの当選確率は変わらない。つまり上記文献の遊技

機では、どちらの抽選においても大入賞口（特別入賞口）の開放され易さは変わらない。  
この点に通常遊技状態におけるゲーム性を改善する余地があった。

上記発明は上記事情に鑑みてなされたものである。すなわちその課題とするところは、  
通常遊技状態において特別入賞口が開放され易い状態をつくることである。